



第1章 計画の 基本的な 考え方

1 計画策定の趣旨

配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要課題です。

また、DVは、「配偶者」間という親密な関係の中で起きることや、外部から発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者には罪の意識が薄い傾向があることから、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

このため、国においては、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）を制定し、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための総合的な取組を始めています。

本県では、DV防止法に基づき、平成18年度に高知県DV被害者支援計画を策定しました。そして、この計画に基づき、配偶者暴力相談支援センターに位置づけている※1女性相談支援センターを平成20年度に移転新築し、同センターを中心に関係者との連携のもと、配偶者からの暴力の防止と、被害者の発見、保護から自立に向けた切れ目のない支援に取り組んできました。

このような取組により、配偶者暴力相談支援センターに寄せられる被害者からの相談件数は年々増加しており、同センターが開設された平成14年度の174件に比べ、平成22年度は632件と約3.6倍になっています。このことは、広報・啓発等に取り組んだ結果、DVの認識が一定深まった成果と考えられますが、その一方で、※2県民意識調査では、DV行為を受けながら、誰（どこ）にも相談しなかった人が約半数を占めており、まだまだDVが潜在化していることがうかがえます。

こうした中、現行のDV被害者支援計画の計画期間が平成23年度で終了することから、これまでの取組の成果や課題を整理したうえで、第2次計画を策定するものです。

2 計画の性格

- (1) この計画は、DV防止法第2条の3に規定された、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための取組を、総合的、体系的に実施するための基本的な計画です。
- (2) この計画は、「高知県男女共同参画社会づくり条例」第7条に規定する「男女共同参画計画」である「こうち男女共同参画プラン」の中で、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を目指す取組としても位置づけています。
- (3) この計画は、暴力のない社会を実現するために、本県のDV問題に関し、現状と課題を踏まえて、その問題の解決のために計画期間内に取り組むべき重点目標や、取組項目の内容を示すものです。

※1 女性相談支援センターは、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者救済の中核的な役割を担っています。

※2 平成21年に県が行った「男女共同参画社会に関する県民意識調査」。3ページを参照。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(通称：DV 防止法)～抜 粋～ (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 （省 略）

3 市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3 計画の対象

この計画は、DV防止法に定める「配偶者からの暴力」を対象としていますが、「高知県男女共同参画社会づくり条例」で支援の対象としている配偶者以外の親族、さらには、恋人など身近な関係にある者からの暴力についても、対応することとします。

配偶者からの暴力：配偶者(事実婚、元配偶者を含む。)からの身体に対する暴力、または、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を言います。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

ただし、計画期間内でも、DV防止法第2条の2に基づく国の基本方針の見直しや、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。

5 計画の進行管理

この計画の取組を着実に進めていくために、毎年※3PDCAによる検証と見直しを行うとともに、実施状況を高知県男女共同参画推進本部やこうち男女共同参画会議に報告し、意見を求めます。また、各年の実施状況等については、その内容を毎年公表します。

※3 P・計画、D・実行、C・検証、A・改善を回していく「PDCAサイクル」を活用し、取組の進行管理をするものです。